

東京二十三区清掃一部事務組合工事施行の適正化重点点検実施要領

平成 16 年 9 月 7 日副管理者決定

16 清施工第 186 号

一部改定 平成 27 年 11 月 9 日 27 清施技第 765 号

一部改定 平成 28 年 5 月 31 日 28 清施技第 208 号

一部改定 平成 31 年 4 月 26 日 31 清施技第 85 号

一部改定 令和 2 年 3 月 13 日 31 清施技第 1243 号

一部改定 令和 4 年 3 月 8 日 3 清施技第 1111 号

(目的)

第 1 条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。）に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が発注する請負工事において、不良・不適格業者の排除による適正な施工体制の確保の徹底を図る目的で、立入りによる工事現場点検（以下「現場立入点検」という。）の実施に係る必要な事項について定める。

(点検者)

- 第 2 条 現場立入点検の実施者（以下「点検者」という。）は、工事等を主管する本庁課長とする。
- 2 前項の課長が現場立入点検を行うことが困難である場合は、前項の課長があらかじめ指名する係長級職員又は事務局職員が現場立入点検を行う。
- 3 前 2 項の者が現場立入点検を実施する場合は、総括監督員及び主任監督員を点検者に指名することはできないものとする。

(現場立入点検の実施時期)

第 3 条 現場立入点検は年度ごとに 2 回程度、任意に時期を定めて実施する。

(現場立入点検対象工事)

- 第 4 条 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号。以下「適正化法」という。）第 15 条第 1 項により読み替えて適用される建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 24 条の 7 第 1 項により、施工体制台帳等の作成が義務付けられる請負工事を現場立入点検対象工事とする。
- 2 事務局は、前項の現場立入点検対象工事の受注者へ、本現場立入点検の目的等を事前に周知する。
- 3 事務局は、第 1 項の現場立入点検対象工事の中から、点検者が現場立入点検を実施する工事について任意に抽出するものとし、抽出にあたっては、次の事項に該当する請負工事を優先的に抽出する。
- (1) 低入札価格調査制度対象工事
- (2) (1)以外で、予定価格に対する落札率が低い工事（8.5%以下）
- (3) 1 次下請負業者 1 社の下請負契約金額が元請金額の 50%を超える工事
- (4) 1 次下請負額が一番多い下請負会社が元請の関連会社の工事
- (5) 「下請負届」において、元請が施工する工事が明確でない工事
- (6) 「下請負届」が未提出な工事
- (7) 「下請負届」において、契約金額に対する総下請負金額の割合が高い工事
- (8) その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事
- 4 事務局は、点検実施前に当該工事の総括監督員へ書面により点検の実施について通知する。

(現場立入点検の内容及び方法等)

- 第5条 点検者は、施工体制確認点検表（東京二十三区清掃一部事務組合工事適正化推進要領別記第2号様式）により、次の各号に掲げる内容等について確認し、監理技術者等の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行う。
- (1) 監理技術者等の配置状況
 - (2) 施工体制台帳等の書類整備状況
 - (3) 受注者（元請負人）の下請負工事への実質的関与
 - (4) 下請負業者の使用状況
 - (5) 標識等の掲示状況
 - (6) その他必要な内容
- 2 現場立入点検は、書類等の確認及び監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）への聞き取り調査等の方法により行う。
- 3 前項の現場立入点検は、点検を実施する受注者へ事前の通告をすることなく行う。
- 4 現場立入点検の実施にあたっては、当該工事の担当監督員又は主任監督員の立会いのもとで実施する。

(現場立入点検の結果)

- 第6条 点検者は現場立入点検の実施後、総括監督員に対し、当該工事の点検結果を報告書（別記第1号様式）により、報告する。
- 2 点検者は、現場立入点検の結果、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる手続きを行う。
- (1) 不備又は問題点がある場合 当該工事の総括監督員に、指示書（監督基準様式第1号）又は改善要請書（監督基準様式様式第3号）の発行を依頼書（別記第2号様式）により依頼する。
 - (2) 多数の不備又は問題点がある場合 依頼書（別記第2号様式）により、当該工事主管課が指示書又は改善報告書を発行した後に総括監督員の立会いのもと再点検を実施する。
 - (3) 一括下請負の疑義がある場合 総括監督員の立会いのもと再点検を実施する。
- 3 点検者は、前項第2号の再点検を実施した結果、改善が認められない場合は、当該工事の総括監督員に建設業許可行政庁へ通知することを依頼書（別記第2号様式）により依頼する。
- 4 点検者は第2項第3号の再点検を実施した結果、一括下請負と疑うに足りる事実がある場合は、当該工事の総括監督員に建設業許可行政庁へ通知することを依頼書（別記第2号様式）により依頼する。
- 5 総括監督員は、第2項第1号、第3項及び前項の依頼の実施内容について、点検者に回答書（別記第3号様式）により回答し、点検結果を工事成績評定へ反映させる。
- 6 点検者は、現場立入点検完了後に点検表及びその他必要な資料を事務局に提出する。

(事務局)

- 第7条 本要領の実施についての事務局は、施設管理部技術課工務係とする。
- 2 事務局は、必要に応じ現場立入点検に立ち会う。

(点検結果のとりまとめ)

- 第8条 事務局は、年度ごとに現場立入点検の結果をとりまとめ、その結果を関係各所に周知を図る。

(本実施要領の公表)

- 第9条 この実施要領は、受注者等へ周知する。

(その他)

- 第10条 この実施要領に定めのない事項は、必要に応じ工事等主管課長会で定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 7 日より施行する。
この要領は、平成 27 年 11 月 9 日より施行する。
この要領は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
この要領は、平成 31 年 4 月 26 日より施行する。
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。